

名古屋市図書館条例の一部改正について

名古屋市東図書館等の管理を指定管理者に行わせるため、名古屋市図書館条例（昭和25年名古屋市条例第40号）の一部を改正する必要がありますが、この条例の改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により教育委員会の意見を求められますので、下記のとおり提出します。

令和3年2月10日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

記

1 改正内容

名古屋市東図書館、守山図書館、名東図書館及び天白図書館に指定管理者制度を導入します。

2 改正理由

本市図書館では、平成25年度から一部の館において、指定管理者制度を試行導入しております。これらの館における指定管理者制度の導入効果を検証したところ、利用者の満足度は高く、指定管理者制度導入館は公立図書館の役割を果たしており、効果的な運営が可能であると評価されました。

このことから、より一層市民サービスの向上と経費削減を図るため、指定管理者制度導入館をさらに拡大し、指定管理者制度を本格実施するものです。

一方で、指定管理者の特色を生かしつつ、名古屋市がしっかりと管理監督していくことが必要であることから、一定数の直営館を残し、指定管理者は窓口業務及び施設管理等を業務として行い、鶴舞中央図書館等の直営館は図書の選定等の業務を行うものとします。

【平成25年度に導入した館】

名古屋市志段味図書館

【平成29年度に導入した館】

名古屋市中村図書館、富田図書館、緑図書館、徳重図書館

【今回導入する館】

名古屋市東図書館、守山図書館、名東図書館、天白図書館

3 施行期日等

令和4年4月1日から施行します。ただし、指定管理者の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができることとします。

4 条例案・新旧対照

別紙のとおり

(案)

令和 3 年第 号議案

名古屋市図書館条例の一部改正について

名古屋市図書館条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 3 年 2 月 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市図書館条例の一部を改正する条例

名古屋市図書館条例（昭和25年名古屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「名古屋市中村図書館、名古屋市富田図書館、名古屋市志段味図書館、名古屋市緑図書館及び名古屋市徳重図書館（以下「中村図書館等」を「名古屋市東図書館、名古屋市中村図書館、名古屋市富田図書館、名古屋市守山図書館、名古屋市志段味図書館、名古屋市緑図書館、名古屋市徳重図書館、名古屋市名東図書館及び名古屋市天白図書館（以下「東図書館等」に改める。

第 4 条から第 7 条までの規定中「中村図書館等」を「東図書館等」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市図書館条例第 5 条の規定による指定管理

者の指定の手續その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(理 由)

この案を提出したのは、名古屋市東図書館等の管理を指定管理者に行わせる必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (^{改正案}
現 行)

名古屋市図書館条例 (抜すい)

(職員)

第 3 条 図書館 (名古屋市東図書館、 名古屋市中村図書館、名古屋市富田図書館、 名古屋市守山図書館、名古屋市志段味図書館、名古屋市緑図書館、 名古屋市徳重図書館、名古屋市名東図書館及び名古屋市天白図書館 ^{及び} 名古屋市東中図書館等 村図書館等) (以下「東中図書館等」という。)を除く。)に館長、司書その他必要な職員を置く。

(指定管理者)

第 4 条 東図書館等 中村図書館等の管理は、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者に行わせる。

(指定管理者の指定の手続)

第 5 条 委員会は、東図書館等 中村図書館等の指定管理者の指定をしようとするときは、教育委員会規則で定めるところにより、選定に参加する者に必要な資格、管理の基準その他の選定について必要な事項を明示し、公募するものとする。

2 東図書館等 中村図書館等の指定管理者の指定を受けようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、事業計画書その他必要な書類を委員会に提出しなければならない。

3 委員会は、次に定める基準に従い、指定管理者を選定するものとする。

(1) (略)

(2) 事業計画書の内容が、東図書館等 中村図書館等の設置目的を最も効果的に達成するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) (略)

4 (略)

(指定管理者が行う管理の基準)

第6条 指定管理者は、東図書館等
中村図書館等の開館時間及び休館日の定めに従い、当

該施設を適正に市民の利用に供しなければならない。

2 前項の東図書館等
中村図書館等の開館時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。

3 }
4 } (略)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第7条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 東図書館等
中村図書館等における図書館奉仕の提供（図書館資料を市民の利用に供
することその他委員会が定める業務に限る。）に関すること。

(2) 東図書館等
中村図書館等の駐車場の使用料の徴収に関すること（名古屋市徳重図書
館の指定管理者を除く。）。

(3) 東図書館等
中村図書館等の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除
く。）に関すること。

(4) (略)